日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2017.1.29
No.17-002

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

1 月 20 日マタハラ裁判報告

裁判長から
会社側証人への尋問要旨

裁判長：「妊娠して、休職し無給、アルバイトも許可しない、寮も出なければいけない、どうやって生活すればよいのか？」

会社側証人：「・・・・」

裁判長：「退職させるための制度に見える」

1月20日マタハラ裁判の取り組みは、多くの支援者が集まる中で、早朝からの裁判所前宣伝行動に始まり、9時40分から12時15分、13時10分から17時過ぎまで長時間の証人尋問が行われました。また、報告集会そして「慰労・交流」会も行われる長い取り組みとなりましたが、OB乗員有志の会会員も参加しました。

証人尋問では、原告組合側から三人の証人、被告会社側から一人の証人に対して、原告及び被告からの尋問・裁判官からの尋問も行われました。

組合側からの証人は、「産前地上業務制度が改悪される以前は、妊娠した客室

乗務員は全員軽微な地上勤務についていた。改悪後も過去の産前地上業務が可能な仕事が有った事実、至近の中で産前地上業務に付いた事実を明らかにしました。」
また、至近の産前地上業務経験者の証人は「裁判提訴、後産前地上業務に付いたが、機内食チェックシール作りなど乗務前の客室乗務員がやっていた仕事を担当し、負担が減り喜ばれたこと、他の産前地上業務経験者も含めて、日航では残業が多いため地上の職場でも歓迎された状況を紹介しました」そして原告・証人の神野さんは「妊娠して無休休職となり不安になった。休職期間は勤続年数も加算されず、退職金や昇給・昇格にも差を付けられること。会社は労働局均等室の調停も拒否したこと、組合の交渉にもまともに答えなかったことなど。私の様に苦しむ人が出ない様にと訴えました」

各裁判官からも会社側証人の客室人事担当者に対しての尋問が行われました。加えて、裁判長から「生活が豊かな人ばかりではない。客室乗務員が妊娠し、休職で無給となり、アルバイトも認めない、寮(社宅)住まいの場合は追い出されるでは、どうやって生活すればよいのですか」と会社側証人に聞きましたが、会社側証人はまともな答えが出来ませんでした。
更に、裁判長は「退職させる為の制度に見える」と発言しました。

また、次回裁判は4月26日(水)10時から527号法廷と決まりました。

リンク：1月20日裁判所前宣伝行動ビラ

JALの安全運航確立に向け
不当な解雇・争議を
解決しよう！

カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：4 月 26 日(水)
マタハラ裁判　第十回口頭弁論
527 号法廷　10:00～
報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・9 月 2 日要請書　・お願い・署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」
アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。